

安全管理施設整備対策事業実施要領

〔平成29年3月31日付け28農振第2155号〕
〔最終改正 令和2年4月1日付け元農振第2618号〕

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事
全 国 土 地 改 良 事 業 団 体 連 合 会 会 長 } 殿

農林水産省農村振興局長

1 安全管理施設整備計画の都道府県知事の承認等

(1) 都道府県知事は土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号構造改善局長通知。以下「要綱」という。）第12の1の安全管理施設整備計画（以下「安全整備計画」という。）の内容が、次の要件のすべてに該当する場合に承認するものとする。

- ① 農業水利施設において転落事故が発生する又は事故が発生するおそれがあるなど、転落事故の防止対策を図る必要性が生じていること
- ② 安全整備計画に基づき、安全管理施設の整備補修を図ることにより、農業水利施設への転落事故の防止が図られることが明らかであると認められること。
- ③ 安全整備計画について、関係市町村、学校等との調整が図られていること。
- ④ 要綱第3の1に規定する緊急整備補修（以下単に「緊急整備補修」という。）の基準は、安全管理施設整備対策事業にあっては、上記に加え、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。
 - ア 転落事故が発生するおそれが特に高いこと
 - イ 関係市町村、学校等との調整の中で、喫緊に転落事故の防止対策が必要であること

(2) 安全整備計画は、別紙様式1によるものとする。

2 安全管理施設整備対策事業の対象工事等

(1) 基準等

- ① 安全管理施設整備対策事業の整備補修の基準は、1地区当たりの事業費が100万円以上のものであることとする。

ただし、緊急整備補修にあっては、上記の基準は満たさなくてもよいものとする。
- ② 安全管理施設整備対策事業については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。）7の(2)は適用しない。

(2) 対象工事

安全管理施設整備対策事業として行う土地改良施設の工事とは、次に掲げる施設の整備補修とする。

- ① 開水路及び水路諸施設周辺への立入り並びに危険区域への立入りを防止するためのフェンス、ハンドレール、通行止門扉等の整備補修

- ② 車両等の転落防止のための防護柵、フェンス、ハンドレール等の整備補修
- ③ 農業水利施設への転落事故の防止を図るための蓋の整備補修
- ④ その他農業水利施設への転落事故の防止を図るための安全管理施設の整備補修

3 土地改良区等の拠出金

安全管理施設整備対策事業についての要領4の(1)の算式の適用については、「 n ＝期間(原則として5年とする。)」とあるのは、「 n ＝期間(3年とする。)」とする。

4 資金拠出約款の作成

安全管理施設整備対策事業を実施する場合には要綱第6の資金拠出約款は、別紙1及び2の例を参考として定めるものとする。

5 拠出金台帳の作成等

要綱第7で定める、要綱第1の土地改良施設維持管理適正化事業に関する会計は、安全管理施設整備対策事業と他の適正化事業に区分して経理することとし、拠出金台帳についても同様とするものとする。

6 実施結果の報告

安全管理施設整備対策事業の実施結果の報告は、要領によるもののほか、別紙様式2により行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙様式 1

安全管理施設整備計画

					都道府県名					
1 土地改良区等の概要	① 事業主体名			② 関係市町村名						
	③ 地区面積			田	畑	その他	計	④ 組合員数	人	
				ha	ha	ha	ha			
	⑤ 事業概要			維持管理						
施設名				数量・延長		備考				
2 事故発生状況	過去5年間の事故発生件数			件（うち死亡者数 人）						
	過去5年間の事故の概要※3件目以降は別紙	1 件 目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分					
			② 事故発生箇所等	場所（住所）		県 市町村				
				場所の概要						
			③ 事故の概要・原因							
			④ 被害の状況							
			⑤ その他							
	過去5年間の事故の概要※3件目以降は別紙	2 件 目	① 事故発生日時		年 月 日 時 分					
			② 事故発生箇所等	場所（住所）		県 市町村				
				場所の概要						
			③ 事故の概要・原因							
			④ 被害の状況							
⑤ その他										
3 整備の必要性	① 整備対象施設周辺の概要									
	② 現状の課題と整備の必要性									

4 学校・市町村等との調整状況							
5 事業の内容	① 対象施設及び事業の内容	施設名	施設種類	工事内容			左記以外 に今後 全管が 設必 な数 路延 長)
		構造等	実施数量 (水路延長)	工事費			
	② 図面等	1 一般計画平面図 (1/5万) 2 基本事業概念図 3 施設周辺の写真	③ 着工及び完了予定	着工 完了予定	年度 年度		
6 事業が今後の転落防止に寄与する理由							

別紙（2事故発生状況で過去5年間の事故状況が3件以上の場合、記載）

事故発生状況	過去5年間の事故の概要※3件目以降	3件目	① 事故発生日時	年 月 日 時 分	
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
			③ 事故の概要・原因		
			④ 被害の状況		
			⑤ その他		
		4件目	① 事故発生日時	年 月 日 時 分	
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
			③ 事故の概要・原因		
			④ 被害の状況		
			⑤ その他		
		5件目	① 事故発生日時	年 月 日 時 分	
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
			③ 事故の概要・原因		
			④ 被害の状況		
			⑤ その他		
		6件目	① 事故発生日時	年 月 日 時 分	
			② 事故発生箇所等	場所（住所）	県 市町村
				場所の概要	
③ 事故の概要・原因					
④ 被害の状況					
⑤ その他					

※ 7件以上ある場合、適時表を拡張し記載。

安全管理施設整備計画記載要領

項 目	記 載 要 領
<p>1 土地改良区等の概要</p> <p>③ 地区面積</p> <p>⑤ 事業概要</p>	<p>○ 土地改良区等の地区全体の概要について、計画策定年度の前年度末現在で記載するものとする。</p> <p>なお、事業主体が土地改良区以外の場合においては⑤の事業概要は記載を要しない。</p> <p>○ 現況面積を田、畑、その他（田、畑以外）に区分してha単位（ha未満四捨五入）で記載するものとする。</p> <p>○ 維持管理欄は、当該事業主体が管理している施設（ダム、頭首工、揚水機、排水機、水路、農道等）及び数量（箇所数、延長（単位：km））を記載するものとする。</p> <p>なお、現在事業実施中であり、完了後維持管理の対象となる施設も記載することとし、その場合は備考欄に「H〇年に譲与される予定」等を記載するものとする。</p>
<p>2 事故発生状況</p> <p>過去5年間の事故発生件数</p> <p>過去5年間の事故の概要</p> <p>② 事故発生箇所等</p> <p>③ 事故の概要・原因</p> <p>④ 被害の状況</p> <p>⑤ その他</p>	<p>○ 事業実施者の管理する全ての施設での事故の発生状況について、計画策定時点で記載するものとする。</p> <p>○ 計画策定年度を含めて過去5年間で発生した事故の件数、死亡者数を記載するものとする。</p> <p>○ 過去5年間に発生した事故の概要を事故発生日時が新しいものから順に記載するものとする。</p> <p>○ 場所の大要欄には、地図等で周辺の状況がわかるように記載するものとする。</p> <p>○ 事故発生前の状況、発生までの経過、事故時の模様、事故の規模、事故の範囲、直接的、間接的発生原因、被害客体要因等を記載するものとする。</p> <p>○ 人的（死者、重傷者、軽傷者別で年齢性別を含む）、物的、第三者被害の概要を記載するものとする。</p> <p>○ 事故への対応状況、関係官庁との連携状況等やその他追記すべき事項があれば記載するものとする。</p> <p>※ なお過去5年間での事故が3件以上ある場合は別紙に記載するものとする。</p>
<p>3 整備の必要性</p> <p>① 整備対象施設周辺の概要</p> <p>② 現状の課題と整備の必要性</p>	<p>○ 整備対象施設周辺の住宅地、学校等の状況や位置関係等を記載するものとする</p> <p>○ 1～2における現状の課題と整備の必要性について記載するものとする。</p>
<p>4 学校・市町村等との調整状況</p>	<p>○ 学校・市町村・警察等との調整状況（打合せ日時、概要等）について、今後の予定も含めて記載するものとする。</p>

<p>5 事業の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各期別の加入全施設について記載するものとする。 ○ 施設の種類の、整備改善の対象となる施設を、水路とため池に区別して記載し、その他の施設については、その他として（ ）内に具体的に種類名を記載するものとする。 ○ 構造等については、種類ごとに箇所数、延長を記載するものとする。 ○ 実施数量については、種類ごとに箇所数、施設を設置する延長を記載するものとする。また、対象施設が水路の場合（ ）内に水路の延長を記載する。（※両岸にネットフェンスを設置する場合の例：5 km（2.5 km）） ○ 工事費については、施設別の工事費を千円単位（千円未満四捨五入）で記載し、下段に合計額を記載するものとする。 ○ 一般計画平面図は5万分の1又は2万5千分の1の図面を使用するものとする。 なお、基本事業概要として、実施施設の位置、施設の規模・構造等（標準断面等）を記載するものとする。 ○ 「左記以外に今後安全管理施設が必要な数量」は今後安全管理施設が必要な延長、箇所数を記載する。また、水路である場合は（ ）内に水路の延長を記載するものとする。
<p>6 事業が今後の転落事故防止に寄与する理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5の事業を実施することで、どのように今後の転落事故の防止に繋がるのかを記載するものとする。

別紙様式 2

〇〇年度安全管理施設整備計画樹立結果報告書

〇〇土地改良事業団体連合会

安全管理施設整備計画樹立団体	事故発生状況		施設整備の内容									
	現況事故発生件数 (過去5年間) (件)	左記における 死亡者数 (人)	(1)フェンス等の整備補修		(2)防護柵等の整備補修		(3)蓋の整備補修		(4)その他		合 計	
			件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費

(注) 施設整備の内容欄は、承認された安全管理施設整備計画に登録されたものを記載すること

別紙 1

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正事業」という。）に必要な資金（以下「資金」という。）の造成その他運営については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農村振興局長通知。以下「要領」という。）、及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年3月31日付け28農振第2155号農村振興局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（資金拠出申込適格）

第2条 資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

（1）土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

（2）（1）以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の認定を受けたもの

（拠出申込手続）

第3条 資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付）

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあっては、要領8の通知後速やかに）拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金は、本連合会の賦課金として扱うものとし、その額及び算出の方法等は本連合会の定款に定めるところによる。

（拠出金の明細）

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、地方公共団体からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

（拠出金の使途）

第6条 拠出金は、適正化事業以外の経費に使用することができないものとする。

（交付金）

第7条 交付金は、毎年度地方連合会からの申請に基づき、別に定める各地方連合会ごとの交付目標額の範囲内で交付する。

（拠出金及び交付金の経理）

第8条 本連合会は、地方連合会ごとに拠出金及び交付金を経理するものとする。

（交付金調整の特別措置）

第9条 本連合会は、前条の規定に基づく経理区分を勘案の上経理した結果、交付金に余裕を生じた地方連合会がある場合には、これを調整し、他の地方連合会にこれを交付することができるものとする。

2 前項の規定により調整を行った場合には、原則として翌年度これを再調整するものとする。

（利息）

第10条 拠出金には、利息を附さないものとする。

2 資金の運用によって生ずる法定果実については、資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

（事務費）

第11条 本連合会は、資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金

を徴収するものとする。

- 2 前項の賦課金の額及びその算出方法等は本連合会の定款の定めるところによる。
(事務費交付金)

第12条 本連合会は、適正化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

- 2 前項の事務費交付金の額その他交付手続等については別に定める。
(遵守義務)

第13条 地方連合会は、上記各条項を遵守するものとし、これに違反したときは、別に定めるところにより違約金を支払わなければならないものとする。

別紙 2

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第 1 条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業」という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第600号農林事務次官依命通知。（以下「要綱」という。）、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第601号構造改善局長通知。以下「要領」という。）及び安全管理施設整備対策事業実施要領（平成29年 3 月31日付け28農振第2155号農村振興局長通知）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第 2 条 適正化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）本連合会の会員（安全管理施設整備対策事業にあつては、要綱第12の 1 の都道府県知事の承認を受けている会員）

（2）（1）以外の者で本連合会の会長が知事と協議して認定した者

（拠出申込手続）

第 3 条 資金の拠出申込みをしようとする者（以下「資金拠出者」という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第 4 条 資金拠出者は、原則として5ヶ年以上（安全管理施設整備対策事業にあつては、3ヶ年）継続して毎年度5月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、要領4の（1）及び（3）により算定して得た額とする。

3 第1項の拠出金で、第2条第1号に掲げる者に係るものについては、本連合会の賦課金として、同条第2号に掲げる者に係るものについては寄附金として取扱うものとする。

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間（安全管理施設整備対策事業にあつては、3年間）は変更できないものとする。当該5年間（安全管理施設整備対策事業にあつては、3年間、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

（拠出金の使途）

第 5 条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う適正化事業に係る資金造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

（交付金の交付決定等）

第 6 条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。ただし、安全管理施設整備対策事業の対象となる施設については、（3）は適用しない。

（1）拠出金を一定期間毎年継続して拠出する資金拠出者であつて、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。

（2）拠出金について第9条に規定する欠損を生じている資金拠出者でないこと。

（3）適正化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を受けた施設又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年 4 月 1 日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であつて、拠出金の対象となっているものであること。

(4) 適正化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の(1)の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、要綱第5の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の緊急性、事業費の額、抛出金の抛出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、要綱第5の5の規定に基づき資金抛出者ごとに、適正化事業の竣功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。
(交付金の額)

第7条 交付金の額は要綱第4の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

第8条 要領9の(3)に規定する工事完了報告書及び交付金請求書は、別紙様式によるものとする。

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、抛出金に欠損(当該土地改良区等の抛出金の累計額から交付金のうち当該資金抛出者が抛出すべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。)を生じた資金抛出者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の抛出金のほか、当該抛出金に0.5を乗じて得た額を特別抛出金として抛出しなければならないものとする。

2 前項の特別抛出金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、適正化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 抛出金及び特別抛出金には利息を附さないものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、資金抛出者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2 前項の賦課金の額、算定方法等については、本連合会の定款の定めるところによる。

3 第1項の寄附金の額及びその納付方法は、別に定める。

(抛出の継続義務)

第12条 資金抛出者が行う第3条の申込みは、5年間(新規加入資金抛出者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が資金を抛出することとしていた最終年度までの期間、安全管理施設整備対策事業にあつては、3年間)を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、資金の抛出を継続しなければならないものとする。

2 前項の期間が経過する前60日までに土地改良区等からの申出がない限り、本約款に定める抛出義務は自動的に更新したものとみなす。

3 前項の更新が行われた場合には第1項の規定を準用する。

(遵守義務)

第13条 資金抛出者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。